

## 災害対策等緊急事業推進費取扱要領

〔平成23年3月31日国計調第40号〕  
最終改正 平成31年3月12日国広調第29号

### 1. 目的

災害対策等緊急事業推進費（以下「推進費」という。）は、自然現象による災害を受けた地域等又は社会的に影響のある公共交通に係る重大な事故が発生した箇所等において、再度災害防止又は事故の再発防止等を図り、住民等の安全・安心の確保に資することを目的として使用するものとする。

### 2. 定義

#### (1) 災害対策緊急事業

災害を受けた地域等における再度災害防止等を図るために作成された災害対策緊急事業計画に基づき推進費により行われる事業をいう。

#### (2) 公共交通安全対策緊急事業

交通事故が発生した箇所等において公共交通の安全性の向上を図るために作成された公共交通安全対策緊急事業計画に基づき推進費により行われる事業をいう。

### 3. 対象となる災害

災害対策緊急事業は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、地すべり、山崩れ、崖崩れその他の異常な自然現象により生じる災害を対象とし、次の要件のいずれかを満たすものとする。

#### (1) 降雨

- ① 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上の降雨により発生した災害
- ② 1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上の降雨により発生した災害

#### (2) 強風

最大風速（10分間の平均風速で最大のもの）が15m/秒以上の風により発生した災害

#### (3) 豪雪、高潮、地震、津波、噴火、地すべり、山崩れ、崖崩れその他の異常な自然現象により発生した災害

被害の程度が比較的軽微と認められない災害

ただし、上の要件のいずれかを満たす場合であっても、甚だしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたと認められる災害については、災害対策緊急事業の対象とならない。

#### 4. 対象となる事故

公共交通安全対策緊急事業は、道路、鉄道、航路、港湾、航空路、空港といった公共交通を支える社会基盤における重大な事故を対象とする。

#### 5. 事業計画

- (1) 推進費の要求にあたっては、あらかじめ災害対策緊急事業計画又は公共交通安全対策緊急事業計画を作成するものとする。
- (2) 災害対策緊急事業計画又は公共交通安全対策緊急事業計画は、災害対策等緊急事業推進費要求書等作成要領に従って、災害対策緊急事業又は公共交通安全対策緊急事業の実施主体が作成するものとする。

#### 6. 対象事業の要件

- (1) 災害対策緊急事業に係る推進費は、別表1の対象事業の欄に掲げる事業のうち、3.の災害要件を満たし、かつ、住民の安全・安心の確保に資するものを対象とする。
- (2) 公共交通安全対策緊急事業に係る推進費は、別表2の対象事業の欄に掲げる事業のうち、4.を満たし、かつ、公共交通の安全の確保に資するものを対象とする。
- (3) 推進費による事業の国庫補助率は、各府省で定められた当該事業種目の国庫負担率、国庫補助率に従う。(地域開発特例法等で特別に、負担率、補助率の嵩上げの措置が図られている場合についても同様とする。)

#### 7. その他

- (1) 用地費及補償費は、必要に応じて対象とする。
- (2) 推進費は、災害対策等緊急事業推進費要求書等作成要領に従って、推進費による事業を所管する省(以下「所管省」という。)が要求するものとする。
- (3) 災害対策緊急事業に係る推進費の要求にあたっては、被災前の維持管理状況を国土交通省に説明するものとする。
- (4) 公共交通安全対策緊急事業に係る推進費の要求にあたっては、現地の状況等を踏まえながら、総合的な事故の再発防止対策等の検討を行い、効果的な対策が講じられるよう努めるものとする。

- (5) 国土交通省は、推進費の配分に合わせ、事業箇所毎に事業名、施行地、実施計画額及び事業内容について公表する。
- (6) 所管省は、国土交通省から推進費の移替え若しくは繰入れ等が行われた後、当該事業の内容又は事業費を変更しようとするときは、国土交通省の了承を得なければならない。
- (7) 所管省は、推進費による事業完了後、その実施状況を国土交通省に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 1 及び別表 2 の対象事業の欄に掲げる事業のうち道路更新防災等対策事業、海岸保全施設整備事業（国土交通省が所管するものに限る）、海岸事業（国土交通省が所管するものに限る）、堰堤改良事業、急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業、地すべり対策事業（国土交通省が所管するものに限る）及び都市防災推進事業に係る部分は、同年 3 月 31 日から施行する。

(旧要領の廃止)

- 2 災害対策等緊急事業推進費（災害対策の部）取扱要領（平成 18 年 4 月 3 日国計調第 32 号国土計画局長通知）及び災害対策等緊急事業推進費（公共交通安全対策の部）取扱要領（平成 18 年 4 月 3 日国計調第 33 号国土計画局長通知）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（6.（1）関係）

事業を所管する省 及び局庁	対象事業	
	直轄事業	補助事業
厚生労働省医薬・生活衛生局		水道施設整備事業 水資源開発事業
農林水産省農村振興局 水産庁 国土交通省水管理・国土保全局 国土交通省港湾局	海岸保全施設整備事業	海岸保全施設整備事業 海岸事業

農林水産省農村振興局	農業農村整備事業 地すべり対策事業	農業農村整備事業 地すべり対策事業
林野庁	治山事業 治山激甚災害対策特別 緊急事業 国有林野内治山事業 森林環境保全整備事業	治山事業 森林環境保全整備事業 水源林造成等事業
水産庁	特定漁港漁場整備事業	水産基盤整備事業
経済産業省経済産業政 策局		工業用水道事業
国土交通省都市局	国営公園整備事業	都市防災推進事業 都市公園災害対策事業 古都及緑地保全事業
国土交通省水管理・国 土保全局	河川改修事業 河川総合開発事業 流況調整河川事業 河川工作物関連応急対 策事業 堰堤改良事業 河川激甚災害対策特別 緊急事業 床上浸水対策特別緊急 事業 河川災害復旧等関連緊 急事業 水資源開発事業 ダム建設事業 ダム再開発建設事業 河川総合開発建設事業 砂防事業 特定緊急砂防事業 地すべり対策事業 河川都市基盤整備事業	急傾斜地崩壊対策事業 河川改修事業 流域治水対策事業 河川管理施設機能確保 事業 河川総合開発事業 治水ダム建設事業 堰堤改良事業 河川激甚災害対策特別 緊急事業 床上浸水対策特別緊急 事業 河川災害復旧等関連緊 急事業 特定洪水対策等推進事 業 砂防事業 砂防激甚災害対策特別 緊急事業 特定緊急砂防事業 地すべり対策事業 地すべり激甚災害対策

		特別緊急事業 特定緊急地すべり対策事業 特定土砂災害対策推進事業 下水道災害対策事業
国土交通省道路局	道路更新防災対策事業	道路更新防災等対策事業
国土交通省住宅局		公営住宅建設等事業
国土交通省鉄道局		鉄道防災事業 鉄道施設総合安全対策事業
国土交通省港湾局	特定離島港湾施設整備事業 港湾改修事業	港湾事業
国土交通省航空局	空港整備事業 航空路整備事業	空港整備事業
海上保安庁	船舶交通安全基盤整備事業	

別表2 (6. (2) 関係)

事業を所管する省 及び局庁	対象事業	
	直轄事業	補助事業
農林水産省農村振興局		農業農村整備事業
林野庁	森林環境保全整備事業	森林環境保全整備事業 水源林造成等事業
水産庁	特定漁港漁場整備事業	水産基盤整備事業
国土交通省都市局		都市防災推進事業
国土交通省道路局	道路交通安全施設等整備事業 交通事故重点対策道路事業	道路交通安全施設等整備事業
国土交通省港湾局	特定離島港湾施設整備事業 港湾改修事業	港湾事業

国土交通省航空局	空港整備事業 航空路整備事業	空港整備事業
海上保安庁	船舶交通安全基盤整備 事業	